

# 岐阜県不育症検査等費用助成事業実施要綱

子支発第174号令和4年6月1日

子支発第1103号令和5年2月21日

## (目的)

第1条 岐阜県不育症検査等費用助成事業は、先進医療に位置づけられた不育症検査や健康保険が適用されない不育症検査及び不育症治療の費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策を推進することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、岐阜県とする。

## (対象者)

第3条 本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、岐阜県内に住所を有しており、流産、死産既往がある者とする。ただし、第4条（3）の検査については、岐阜市に住所を有している者を除き、かつ、流産・死産の既往が2回以上ある者とする。

## (対象となる検査・治療及び助成額)

第4条 本事業における助成の対象となる検査内容及び範囲は、以下のとおりとする。なお、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査・治療を実施した場合に限る。但し、入院時差額ベッド代、食事代、文書料、消耗品使用料等を除く。

(1) 子宮形態検査、内分泌検査、夫婦染色体検査、抗リン脂質抗体検査、血栓性素因スクリーニング検査（凝固因子検査）、絨毛染色体検査のうち、令和4年4月1日以降に検査を実施し、医療保険を適用しなかった検査

(2) 不育症の治療のうち、医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象となる治療で、令和4年4月1日以降に治療を開始し、医療保険を適用しなかった治療

(3) 以下の検査であって、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査（保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限る。）

① 流産検体を用いた染色体検査（令和3年3月31日厚生労働省告示第133号）（ただし、令和4年4月1日以降は保険適用となっていることから、同日以降に実施した検査を除く。）

② 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）

(4) その他主治医が必要とした検査・治療を実施し、医療保険を適用しなかった場合

2 助成額は、1の（1）及び（4）の検査については、1回の検査につき3万円まで、（2）及び（4）の治療については、治療1期間につき3万円まで、（3）の①の検査については、5万円まで、（3）の②の検査については、一回の検査に係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6万円を上限とする。

## (助成の申請及び決定)

第5条 本事業の実施は、第3条に定める対象者が医療機関において第4条に定める検査・治療のために要した費用の一部を、知事が助成することにより行うものとする。

2 対象者は、検査・治療が終了した日の属する年度内に、岐阜県不育症検査等費用助成事業申請書（別紙1）に必要書類を添付し、保健所を経由して知事に申請を行うものとする。

3 当該年度分の助成対象か否かについては、申請日を基準とする。

4 知事は、第1項の申請書の受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知するものとする。

## (助成金の返還)

第6条 知事は、偽り、その他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者に係る前条第4項の助成の決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## (秘密の保持)

第7条 知事は、不育症検査等を受けていることが申請者等に与える精神的影響を考慮し、

本事業について知り得た事実の秘密を守らなければならない。

(その他)

第8条 知事は、助成の状況を明確にするため、岐阜県不育症検査等助成事業台帳を備え付けるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和4年6月1日から施行し、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。

この要綱は令和5年2月21日から施行し、令和4年度分の予算に係る助成金から適用する。